

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

伊勢市（以下「甲」という。）と南伊勢町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1の1の表医療体制の確保の部救急医療体制を確保するため、休日夜間の二次救急医療体制（病院群輪番制）を維持するとともに、適正な医療受診に係る啓発を行う。の項の前に次のように加える。

救急医療体制を確保するため、休日夜間の一次救急医療体制（休日・夜間応急診療所）を維持運営する。	伊勢市休日・夜間応急診療所を運営する。	伊勢市休日・夜間応急診療所運営（歯科に限る。）に必要な経費を負担する。
---	---------------------	-------------------------------------

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年3月24日

甲 伊勢市岩淵1丁目7番29号

伊勢市

伊勢市長 鈴木 健一

乙 度会郡南伊勢町五ヶ所浦3057番地

南伊勢町

南伊勢町長 上村 久仁